（船舶区画規程の一部改正）

第二条　船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「二重底」を「二重底等」に改める。

第二条第二項中「油をいう」の下に「。第六十六条において同じ」を加え、同条中第二十項を第二十一項とし、第六項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　この省令において「極海域航行船」とは、船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域航行船であつて、極海域（同項に規定する極海域をいう。以下同じ。）のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計されたものをいう。

第二条に次の三項を加える。

22　この省令において「最大氷海喫水線」とは、極海域を航行する場合の航海状態のうち、船首材の前端において最大喫水となる状態における喫水線上の船首材の前端の点と船尾外板の後端面において最大喫水となる状態における喫水線上の船尾外板の後端面の点を結んだ線をいう。

23　この省令において「最大氷海喫水」とは、キール線から最大氷海喫水線までの垂直距離をいう。

24　この省令において「最大氷海喫水線長さ」とは、最大氷海喫水線の全長をいう。

第十条の四に次の一項を加える。

3　極海域航行船であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船に関する規定は、適用しない。

第四十二条中「第四十四条」の下に「（第一項第四号及び第三項第三号を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（極海域航行旅客船の損傷時の復原性）

第四十二条の二　極海域航行船であつて旅客船であるもの（以下「極海域航行旅客船」という。）は、第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）に規定する損傷を受け、浸水した場合において、第四十条第二項に規定するSiが一となるような区画配置としなければならない。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

四　極海域航行旅客船

イ　縦方向の範囲　最大氷海喫水線長さの百分の四・五（最大氷海喫水の水平面における船体の最広部の船体横断面から船尾方向の損傷にあつては、最大氷海喫水線長さの百分の一・五）の長さ

ロ　横方向の範囲　外板から直角に測つた距離が〇・七六メートルに等しい箇所まで

ハ　垂直方向の範囲　イに掲げる長さ又は最大氷海喫水の百分の二十のうちいずれか小さい長さ

第四十四条第三項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の一号を加える。

三　極海域航行旅客船にあつては、キール線から最大氷海喫水の百分の百二十までの外板に沿つた全ての位置

第二編第六章の章名を次のように改める。

第六章　二重底等

第六十六条を次のように改める。

（貨物倉の保護）

第六十六条　極海域航行旅客船に設置されるばら積みの油の輸送のための構造を有する貨物倉は、船舶の外板から直角に測つた距離がいずれの箇所においても〇・七六メートル以上の位置に設けなければならない。

第百二条の二中「規定」の下に「（第百二条の十六第二項の規定を除く。）」を加え、「を除く。）に」の下に「、同項の規定は、貨物船に」を加える。

第百二条の三第二項中「貨物船」の下に「（極海域航行船を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあつては、第百二条の四第一項で準用する第二十八条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第百二条の四第二項、第百二条の五、第百二条の六、第百二条の七の二から第百二条の九の二まで、第百二条の十の二及び第百二条の十三から第百二条の十三の七までの規定並びに第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

第百二条の七の次に次の一条を加える。

（極海域航行貨物船の損傷時の復原性）

第百二条の七の二　第四十二条の二の規定は、極海域航行船であつて貨物船であるもの（第百二条の八の二及び第百二条の十六第二項において「極海域航行貨物船」という。）の損傷時復原性について準用する。

第百二条の八の次に次の一条を加える。

（損傷範囲の想定）

第百二条の八の二　第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、極海域航行貨物船の損傷範囲の想定について準用する。

第三編第六章の章名を次のように改める。

第六章　二重底等

第百二条の十六の見出し中「二重底」を「二重底等」に改め、同条中「規定」の下に「（第六十六条の規定を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第六十六条の規定は、極海域航行貨物船及び極海域を航行する総トン数五百トン未満の貨物船（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計されたものに限る。）の貨物倉について準用する。

第百九条に次の一項を加える。

4　第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、極海域航行船であつてタンカーであるものの損傷範囲の想定について準用する。

第百十二条の三中「規定」の下に、「（第百二条の七の二及び第百二条の八の二の規定を除く。）」を加える。

（船舶復原性規則の一部改正）

第三条　船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第二条の二　極海域航行船（船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。以下この条及び第十条の二において同じ。）であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船に関する規定は、適用しない。

第三章中第十条の次に次の一条を加える。

（着氷の影響）

第十条の二　極海域航行船の復原性に関する事項の計算においては、着氷による影響を考慮しなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第四条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三の二」を「第五条の三の三」に改める。

第一編中第五条三の二の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第五条の三の三　極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。以下この条、第二百四十六条第五項及び第三百十三条第五項において同じ。）であつて公用に供するものについては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船に関する規定は、適用しない。